

ハラスメント相談への手引き

(2023 年度版)

ハラスメントとは、嫌がらせのことです
大学・短大には、ハラスメントの相談窓口があります
ハラスメントの被害を受けた人も
ハラスメントの加害者と言われた人も
そうなるおそれを感じている人も
自分のことではないけれど見ていられなくなった人も
一度相談にきませんか

愛知学泉大学・愛知学泉短期大学
ハラスメント相談窓口

◆ ハラスメントとは

ハラスメントとは、「嫌がらせ」を意味し、「他の者を不快にさせたりその環境を阻害する言動」を指します。

具体的には、次のようなものが挙げられます。

- ① 要求に対して相手が不服従または拒否をした事を理由に、その相手に就学上または就労上の不利益を与えること。
- ② 相手が望まないにもかかわらず、自分の意に沿うよう誘いかけをしたり、自分に対する好意的な態度を要求すること。
- ③ 言動で、相手を不快にさせ、就学や就労上の環境を著しく損なうこと。
- ④ 男／女や教員／学生という固定観念で、個人の人格や能力を評価するような言動をすること。

ある一つの場面や特定の言葉だけを取り上げ、ハラスメント、ハラスメントではないと判断することは、意味のあることにはなりません。「**相手の気持ちや立場を無視する形で一方的に行為を続けること**」「**社会的な力関係を利用して相手に不利益を与えていること**」この2つがポイントとなります。したがって、相手が不快な気持ちになるか否かで、ハラスメントと判断することが重要になります。

キャンパスにおいては、教員・職員と学生の間だけではなく、教員と職員、教員間、職員間、学生間でも起こり、さらには女性から男性、男性から男性、女性から女性などあらゆる性別間においても起こると考えられます。

まずハラスメントを理解する為には、なぜハラスメントが問題になっているのかという、本質を正しく把握するところから始まります。なかでもハラスメントは、そこに**人権の侵害あるいは差別**があるか否かが焦点となります。

ハラスメントのない集団は、差別や抑圧からくるストレスの少ない、自由で生活しやすい集団ということになります。つまりハラスメントのないキャンパスを作る為には、一人一人の心がけから相手の気持ちを思いやり、お互いがストレスなく活動することが重要となります。

◆ ハラスメントを受けた人は被害者です

ハラスメントを受けた人は多くの場合、まずその事態に戸惑い、状況が理解できずに、拒絶や告発の声をあげるのをためらいます。

〔うそっ！……（頭の中が真っ白）〕

〔これって、この人のへたな表現？〕

〔自分がこの人にそんな言動をさせたのかな？〕

〔自分が毅然とした態度をとれないのが悪いんだ〕

など、色々考えてしまったり、考えられなくなってしまったりするのは、何かの形で自尊心が傷つけられているからです。



〔私は、自分の心と体を大切にしたい〕

〔私は、自分の意志と力で自分を守る〕

この2つのことを、自分の中で確認してください。

その上で、自分の気持ちに対して素直に向き合ってみましょう。そして、嫌なことは嫌だと、相手に伝える努力をしてください。

ハラスメントは、行為を行った人が責められるべきであって、ハラスメントを受けた人は被害者です。ハラスメントを受けた人は、嫌だと言にくいと感じたり、恐怖や羞恥、自責の念で沈黙したりしがちですが、一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。ハラスメントを受け流しているだけでは、また繰り返されます。嫌なことは相手に対して明確に意思表示し、やめてもらいたいことをはっきり言ってください。直接相手に言いにくい場合には、信頼できる人（本学の場合はハラスメント相談員）に相談し、必要なアドバイスや救済を受けてください。

できれば、何が起きたか、どのような状況であったかなど、時間や場所も含めて詳細に書き留めて報告してください。

◆ ハラスメント相談窓口

愛知学泉大学と愛知学泉短期大学には**ハラスメント相談窓口担当者**がいます。被害にあいそうな人、被害にあった人、加害者になりそうな人、加害者になった人を含めて、相談に乗っています。

担当者の名前は学内に掲示されていますが、わからない場合には学生課に問い合わせてください。また担当者が不在の場合には、学生課が担当者に連絡をとります。

また、学生相談室では相談員がハラスメントの相談にも応じています。学生課に申し出てください。

相談者の、プライバシーや人権を守るために、**個人の秘密は厳守されます**。安心して相談してください。



◆ 相談にいくとどうなるの？

相談者に対しては、基本的に、複数のハラスメント相談員が事情をお伺いします。一人で相談に来るのが不安な方は友達に付き添ってきても構いません。

そして相談員は、相談者から事情を十分に聞いた上で、相談者へのアドバイスをを行います。さらに必要であれば、相談者と話し合いながら、相手への対応を考えます。

例えば相談員は、相手に事情を伝えて理解してもらうこと、両者で話し合いをするための仲介をすること、双方から事情を聞いたうえで処分問題に発展させること等を行います。

場合によってはハラスメント委員会を作り検討します。その場合も、相談を受けた相談員は、ハラスメント委員会での検討事項を相談者に一旦伝え、その後の対応を一緒に検討します。

ハラスメントの問題は心のケアが必要となる場合も多いので、学生相談室と連絡をとって心理カウンセリングを勧めることもあります。そのほか「学内の人には相談しにくい」という場合には、必要な相談機関やネットワークなどへの紹介あるいは情報の提供を行います。

いつでも、被害を受けた人の心の傷を癒すことを最優先に考えていきます。その関わりを通じ、自分を大事にする気持ちを確かめてもらうと共に、尊厳と権利を守るために必要なものに気づいていけるような手助けを行います。

まず、ハラスメント問題から逃げずに、向き合うことから始めましょう。



◆ 加害者にならないために

ハラスメントの加害者は、自覚のある者ばかりではなく、そんなつもりはなかったのに加害者だと思われてしまったという自覚の無い場合も多くあります。

特に、お酒の入った時、密室で共同の作業に取り組む場合、集団で調子に乗った状況などだと、[これくらいのことは許されるのではないか]という甘えた判断になりやすく、その後の反省も生まれにくいものです。

加害者となった人、または自分の中にそのおそれを感じている人は、次のことをチェックしましょう。

- ① 心理的ストレスをため込んでいませんか？
- ② 自由な感情表現をすることから遠ざかっていませんか？
- ③ 自分の弱みをみせることはダメなことだと強がっていませんか？
- ④ まわりとの人間関係から孤立しがちになってはいませんか？

心の中でひっかかる項目はありませんか。自分の人間関係上の特質を、ここで気づいてもらえと思います。今一度、普段接している人との人間関係を、内省的に振り返ってみてください。

- ① 相手の立場や能力を低く見る傾向はありませんか？
- ② 自分に対する相手の気持ちを勝手に解釈し誤解していませんか？
- ③ 相手の心を傷つけることに鈍感になっていませんか？
- ④ 相手に対しての自分の行為を軽く見る傾向はありませんか？

これらのことに思い当たることが少しでもある場合は、これを機会に自分の中で問い、加害者にならないという気持ちを持ち続けていきましょう。

◆ 大学ではすべての人がお互いに尊重しあうことが基本 (参考) アルバイト先(職場)で

(セクシュアル) ハラスメントされたら？

男女雇用機会均等法は次のように定めています。

- 第 11 条 (職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)
- 1 項 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(2 項・3 項は略)

法律上、職場の事業主は、性的言動によるハラスメント(セクハラ)を防止する「措置義務」を負っています。セクハラが行なわれていることを知って、何も対応しないと、措置義務違反となります。措置義務違反が認定されると、その事業主は、勧告、指導などの行政指導を受け、是正指導に応じない場合は企業名が公表されます。(妊娠・出産についてのマタニティ・ハラスメントについても第 12 条に同様に定められています。)

「アルバイト」は、当然、均等法にいう「雇用」に当たります。また厚生労働省はハラスメントの防止のために、ハラスメントに該当する範囲をできるだけ「広く」取るように指導しています。

「アルバイト」先で、「セクハラかも」と感じる言動があったら、職場の上司や責任者に相談してください。

「給料をもらうのだから少しぐらい嫌でもがまんしなきゃ…」という声をよく聞きますが、労働者は決して事業主や上司より「下」にいるわけではありません。自分を大切に
して嫌なときは「嫌」と言いましょう。



大学は、建学の精神である『真心・努力・奉仕・感謝』をもとに、広い知識を獲得し専門性を高め、応用能力を身に付けるとともに、人格形成をする場です。個人の価値を尊重し合い、自主性が発揮できる環境が必要であり、自由に意見を述べ議論できる人間関係が不可欠となります。学生の皆さんが、大学という環境の中で、人間関係によって学習や研究を妨げられることがあってはなりません。

したがって、大学における人間関係は、すべての人が対等でお互いを尊重し合うことを基本としています。

ハラスメントを受けた人は、感情が傷つけられ、男／女や教員／学生などの区別に基づく固定観念で評価をされるような人間関係に、不快な思いを感じます。また大学に対して、学問や研究を自由に行える場所という信頼感を失います。教職員や学生との関係はもちろん、学生間においてもハラスメントが起こらないよう人間関係をお互い意識し、よいキャンパスづくりを築いていきましょう。

詳しくは、大学ホームページ上に掲載していますのでご覧ください。

【外部相談窓口】（24H ホットライン）

- 性暴力救護センター 日赤なごや なごみ 052-835-0753
- NPO「アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク（NAAH）<http://www.naah.jp/>

学校法人 安城学園

愛知学泉大学・愛知学泉短期大学 ハラスメント相談窓口

2000年4月1日発行	初版
2020年4月1日発行	第12版 改訂
2021年4月1日発行	第13版 改訂
2022年4月1日発行	第14版 改訂
2023年4月1日発行	第15版 改訂